

平成三年厚生省令第四十五号

救急救命士法に基づく指定登録機関及び指

定試験機関に関する省令

救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第十

二条第一項及び第二項、第十五条第二項、第十八

八条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定に

基づき、救急救命士法に基づく指定登録機関及び

指定試験機関に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 指定登録機関(第一条―第十四条)

第二章 指定試験機関(第十五条―第二十条)

附則
第一章 指定登録機関
(指定の申請)

第一条 救急救命士法(平成三年法律第三十六号。以下「法」という。)第十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事務所の名称を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 救急救命士名簿(以下「名簿」という。)の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録事務を開始しようとする年月日

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

三 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類(指定登録機関の名称の変更等の届出)

七 登録事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八 法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書(指定登録機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録事務を行なう事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した

届出書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

一 変更後の指定登録機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録事務を行なう事務所の名称若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

二 指定登録機関は、登録事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において登録事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

(役員の選任及び解任)

二 指定登録機関は、法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名

二 選任し、又は解任しようとする年月日

三 選任又は解任の理由

二 前項の申請書(選任に係るものに限る。)には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 選任に係る役員の略歴を記載した書類

二 選任又は解任しようとする年月日

三 選任又は解任の理由

え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 指定登録機関は、法第十五条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 当該救急救命士は、指定登録機関に対し、救急救命士国家試験(以下「試験」という。)に合格した者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験に合格した者の氏名等の通知

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(登録事務規程の記載事項)

二 指定登録機関で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録事務を行う時間及び休日にに関する事項

二 登録事務を行う場所に関する事項

三 登録事務の実施の方法に関する事項

四 手数料の収納の方法に関する事項

五 登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

六 登録事務に関する帳簿及び書類並びに名簿の管理に関する事項

七 その他登録事務の実施に関し必要な事項

(帳簿の記載事項等)

第七条 法第十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 各月における登録、名簿の訂正及び登録の消除の件数

二 各月における救急救命士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の書換え交付及び再交付の件数

三 各月の末日において登録を受けている者の人数

二 指定登録機関は、法第十八条に規定する帳簿を、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

(登録状況の報告)

二 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 当該四半期における登録、名簿の訂正及び登録の消除の件数

二 当該四半期における免許証明書の書換え交付及び再交付の件数

三 当該四半期の末日において登録を受けてい

きは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 当該救急救命士は、指定登録機関に対し、救急救命士国家試験(以下「試験」という。)に合格した者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験に合格した者の氏名等の通知

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(登録事務規程の認可の申請)

二 指定登録機関は、法第十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に登録事務の実施に関する規程を添

一 不正の事実に基づいて登録を受けたと考へると

一 登録事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

